

動物倫理について哲学的に考える

オーガナイザー 浅野幸治(豊田工業大学)

提題者 浅野幸治(豊田工業大学)

田上孝一(立正大学)

鬼頭葉子(同志社大学)

2021年には、動物倫理について翻訳書ではなく、日本人が執筆した著作が2冊ほぼ同時に出版された。田上孝一の『はじめての動物倫理学』(集英社新書)と拙著『ベジタリアン哲学者の動物倫理入門』(ナカニシヤ出版)である。両書とも、著者の立場は動物権利論であり、その立場から動物倫理ないし動物倫理学が紹介されている。こうした事情からか、両書は日本の読書界に動物倫理への関心を喚起できたようである。

これを機会に、日本哲学会でも動物倫理のワークショップを行って、動物倫理研究の現在形を紹介し、哲学者の会員諸氏にも動物倫理への関心と理解を深めてもらいたい。動物倫理と言えば、功利主義者P. シンガーと権利論者T. レーガンだけではない。シンガーとレーガンから始まって、まず人間中心主義との対決や、生態系主義(環境論)との衝突があった。またシンガーの功利主義が人命軽視になるという批判もでてきた。そうした中で、動物権利論がP. カヴァリエリやG. L. フランシオンによって練り上げられてきた。と同時に権利論に飽き足らない方面から、フェミニズムやケアの観点からの動物倫理も提起され、さらには批判的動物研究という学際的な分野も登場した。また、従来の動物権利論が想定していた人間の領域と野生動物の領域という二分法も、反省の対象になってきている。その中で特に注目しているのは、S. ドナルドソンとW. キムリッカの政治共同体論である。この政治共同体論は、動物を野生動物の領域に追放しきれないという事実から、言い換えると人間の領域にも動物が留まる、ないし入ってくるという事実から出発する。人間の領域に留まる動物とは、伴侶動物であり、人間の領域に入ってくる動物とは、鳥や鳩、鼠などの飼育されていない動物である。ドナルドソンとキムリッカは、こうした動物に、動物権利論が通常想定する消極的権利以上の積極的な権利を、いわば市民や居留外国人に準じるような仕方でも認めようとする。

本ワークショップでは、動物倫理を哲学的に考え、必ずしも現実的考慮に縛られることなく、理論的な可能性を探っていきたい。提題者は、私浅野幸治と田上孝一、それから鬼頭葉子である。まず私は、企画者として、これまでの動物倫理の流れを概観した上で、動物の所有権や、特に土地所有権について考えてみたい。動物権利論によれば、人間以外の動物にも殺されない権利や傷つけられない権利や行動の自由を奪われない権利がある。これら3つの権利は自己所有権に相当する。人間の場合、私有財産権を正当化する最も説得的な理論は、ロック流の所有権論である。ロック流の所有権論では、言葉や理性は何の重要な役割も果たさない。そうであれば、人間同様に、他の動物も労働によって物に対する所有権を獲得し、発見するという労働によって土地に対する所有権も獲得できるのではないか。そういう可能性について考えてみたい。

次に田上は、『はじめての動物倫理学』出版後の反響を踏まえつつ、改めて我が国における動物倫理学の認知度やこれからの課題について考えてみる。

動物倫理学は、旧来の動物観の前提そのものを問いただし、

現行社会では常識として許容されている動物利用の是非それ自体を相対化しようとする学問である。特に現代の動物倫理学研究では、動物利用を全廃すべきというabolitionist approachが有力な立場となっている。その代表者であるフランシオンは、動物を所有することを法的に禁止すべきだと訴えている。しかしこの訴えが実現されるためには、私的所有権を大前提とする資本主義制度それ自体の変革をも射程に入れざるを得ない。

実際にすでに言及された批判的動物研究では、動物を本当に解放するためには、そもそも人間自身が抑圧されざるを得ない資本主義という経済秩序それ自体の変革を前提するとして、動物解放と社会変革運動を連結させるべきだと訴えている。こうした訴えの是非はそれとして、こうした思潮が興隆してきた社会現象それ自体が、動物倫理学が現代的なアクチュアリティに満ち溢れた学問分野であることの証左だと言えるだろう。この意味で、我が国の哲学研究の世界にあって遅々として進まない動物倫理研究を進めていくことは、哲学がなすべき現代社会へのコミットメントへの一構成要素となるのではないかと思われる。

3人目の提題者の鬼頭は、これからの動物倫理と哲学との関係について考える。

動物倫理は、動物への適切な配慮を中心的主張としてきた。にもかかわらず動物は依然として相応しい配慮を受けていない。それは、社会が動物をその中に正しく位置づけていないことに起因するとも考えられた。そこから動物倫理は、同じく社会の周縁へと追いやられている存在(たとえば女性や障害者、外国人など)を社会に正しく位置づけ、相応しい配慮をなす正義の構想とも関わってきた。このような動物倫理は社会批評としての側面もあり、社会を変えることで、動物の窮状を救いつつ人間の暮らしよさを向上することも主張される。ただし、これは人間と動物が抱える困難の原因が共通している場合に可能となる点で、限界がある。

動物倫理の提示する動物観は、哲学や宗教思想が保持してきた人間観の見直しを迫ってきた。哲学が有してきた「完全に自由な主体」や「理性的存在」といった人間観は以前のままではありえないし、キリスト教思想における「神の似像」を地上の支配者と解釈する人間観もその内部から再構築されるに至った。また動物権利論は権利の付与、権利の衝突といった問題群を形成しつつ、権原についての法哲学的課題を突き付けている。さらに動物倫理は動物を食べること(あるいは動物が動物を食べること)についての議論、すなわち動物の死についての議論を含んでいる。したがって「死」について哲学的に問うとき、それはたんに一人称的にのみ問うことはできず、死者が属していた(いる)共同体に動物をいかに位置づけるか、また自己の生が他者を食べること(他者の死)と結びついていることについて思索することが求められている。

哲学が将来の動物倫理に影響を及ぼすこともあるだろう。間主観性のような哲学概念から動物倫理を考えることは有意義だろうし、宗教哲学やフェミニズム思想を動物倫理にどのように結びつけていくかという課題も考えられる。

このように鬼頭は、動物倫理(あるいは動物という存在)と哲学をめぐる問題群について整理しつつ、これからの動物倫理と哲学の相互の関わりについて考えてみる。